

平成 29 年度実施施策に係る事前分析表

(文部科学省 29-5-1)

施策名	意欲・能力のある学生に対する奨学金事業の推進
施策の概要	教育の機会均等の観点から、意欲・能力のある学生等が経済的な面で心配することなく、安心して学べるよう、(独)日本学生支援機構の奨学金事業を充実し、教育費負担の軽減を図る。

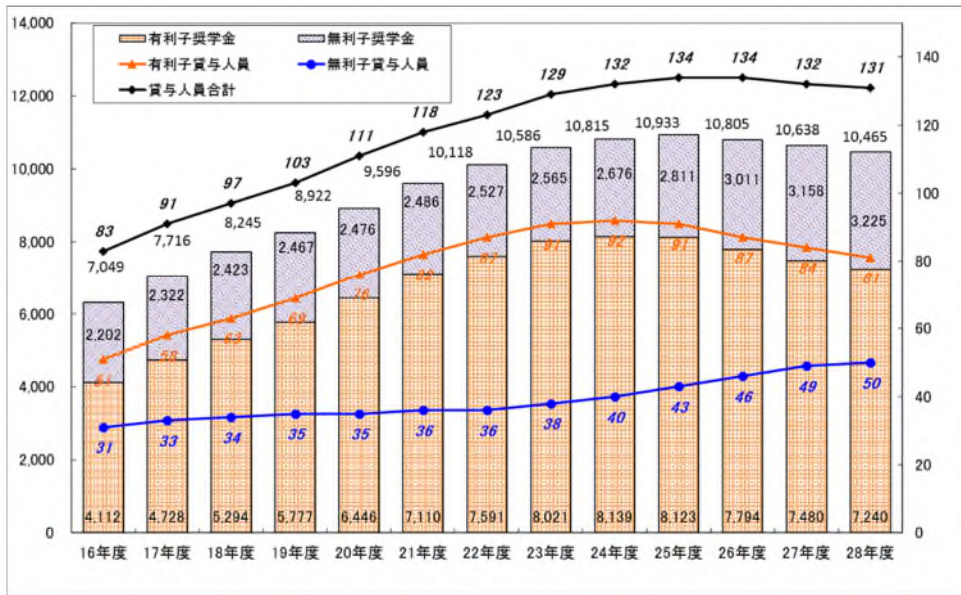
達成目標 1	教育の機会均等の観点から、学生等が経済的な面で心配することなく、安心して学べるよう、(独)日本学生支援機構の奨学金事業を充実し、修学機会の確保を図る。						
達成目標 1 の設定根拠	「経済財政運営と改革の基本方針 2016 (平成 28 年 6 月 2 日閣議決定)」等において、奨学金事業の充実を図ることとされているため。						
測定指標	基準値	実績値					目標値
	16 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	毎年度
① 在学採用において(独)日本学生支援機構奨学金の貸与基準を満たす希望者のうち奨学生として採用された者の割合 ※在学採用：進学後に進学先の大学等を通じて奨学金貸与の申込みを受け付け、奨学金を貸与する制度	90.67%	100.00%	100.00%	100.00%	99.6%	99.6%	100.00%
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—
	目標値の設定根拠	「子供の貧困対策に関する大綱 (平成 26 年 8 月 29 日閣議決定)」及び「第二期教育振興基本計画 (平成 25 年 6 月 14 日閣議決定)」において、貸与基準を満たす希望者のうち奨学生として採用された者の割合を施策評価の指標として用いており、学生等が経済的な面で心配することなく、安心して学べる環境を整備するため。					
	指標の根拠	分母：在学採用において、貸与基準を満たす申込者 分子：在学採用において、奨学生として採用された者					
測定指標	基準値	実績値					目標値
	16 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	毎年度
② 「所得連動返還型無利子奨学金制度」の適用者数	—	33,050 人	45,999 人	44,596 人	41,982 人	40,244 人	基準を満たす対象者全員への適用
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—
	目標値の設定根拠	「子供の貧困対策に関する大綱 (平成 26 年 8 月 29 日閣議決定)」において、「奨学金の返還月額が卒業後の所得に連動する、より柔軟な「所得連動型返還型奨学金制度」の導入に関する検討を進める」との記載を踏まえ、学生等が経済的な面で心配することなく、安心して学べる環境を整備し、奨学金事業を充実させる必要があるため。					
測定指標	基準値	実績値					目標値
	30 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	毎年度
③ 給付型奨学金の採用者数	—	—	—	—	—	—	給付規模の維持と安定的な運用
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—

	目標値の設定根拠	「経済財政運営と改革の基本方針 2017 (平成 29 年 6 月 9 日閣議決定)」等において、「新たに導入した給付型奨学金制度及び所得連動返還型奨学金制度の円滑かつ着実な実施」との記載を踏まえ、学生等の進学の後押しとなるよう奨学金事業を充実させる必要があるため。																															
測定指標																																	
④新たな所得連動返還型奨学金制度の導入に向けた対応状況	基準	16 年度	—																														
	進捗状況	26 年度	計画通り進捗 ・ 制度導入に向けた計画策定、検討会等における制度設計の検討																														
		27 年度	計画通り進捗 ・ 制度導入に向けた計画策定、検討会等における制度設計の検討																														
		28 年度	計画通り進捗 ・ 制度導入に向けた計画策定、検討会等における制度設計の検討および審議まとめの作成。																														
	目標	29 年度	本制度導入による返還者の状況に応じたきめ細やかな対応の実施																														
目標の設定根拠	「子供の貧困対策に関する大綱 (平成 26 年 8 月 29 日閣議決定)」において、「奨学金の返還月額が卒業後の所得に連動する、より柔軟な「所得連動型返還型奨学金制度」の導入に関する検討を進める」との記載を踏まえ、学生等が経済的な面で心配することなく、安心して学べる環境を整備し、奨学金事業を充実させる必要があるため。																																
参考指標	実績値																																
	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度																												
①奨学金貸与人員 (東日本大震災復興特別会計分を含む)	年度ごとの数値	132 万人	134 万人	134 万人	132 万人	131 万人																											
施策・指標に関するグラフ・図等																																	
[測定指標①在学採用において貸与基準を満たす希望者のうち奨学生として採用された者の割合]																																	
<table border="1"> <caption>測定指標①在学採用において貸与基準を満たす希望者のうち奨学生として採用された者の割合</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>16年度</td><td>90.67%</td></tr> <tr><td>17年度</td><td>92.07%</td></tr> <tr><td>18年度</td><td>90.11%</td></tr> <tr><td>19年度</td><td>91.30%</td></tr> <tr><td>20年度</td><td>87.60%</td></tr> <tr><td>21年度</td><td>92.56%</td></tr> <tr><td>22年度</td><td>87.50%</td></tr> <tr><td>23年度</td><td>100.00%</td></tr> <tr><td>24年度</td><td>100.00%</td></tr> <tr><td>25年度</td><td>100.00%</td></tr> <tr><td>26年度</td><td>100.00%</td></tr> <tr><td>27年度</td><td>98.92%</td></tr> <tr><td>28年度</td><td>98.83%</td></tr> </tbody> </table>						年度	割合	16年度	90.67%	17年度	92.07%	18年度	90.11%	19年度	91.30%	20年度	87.60%	21年度	92.56%	22年度	87.50%	23年度	100.00%	24年度	100.00%	25年度	100.00%	26年度	100.00%	27年度	98.92%	28年度	98.83%
年度	割合																																
16年度	90.67%																																
17年度	92.07%																																
18年度	90.11%																																
19年度	91.30%																																
20年度	87.60%																																
21年度	92.56%																																
22年度	87.50%																																
23年度	100.00%																																
24年度	100.00%																																
25年度	100.00%																																
26年度	100.00%																																
27年度	98.92%																																
28年度	98.83%																																

[参考指標①大学等奨学金事業の推移（実績）]

（単位：億円）

（単位：万人）



（注）1. 上表には、高等学校等は含まない。
2. 賞与人員及び事業費の計は四捨五入の関係で一致しない場合がある。

<参考：（独）日本学生支援機構奨学金貸与基準（学力・家計）※平成 29 年度採用者>

区分	給付奨学金	無利子（第一種）奨学金	有利子（第二種）奨学金
学 力	①（住民税非課税世帯）十分に満足できる高い学習成績を収めている ②（児童養護施設退所者等）大学等における学修に意欲があり、進学後に特に優れた学習成績を収める見込	①高校成績が 3.5 以上（1 年）又は ②大学成績が学部内において上位 1/3 以内（2 年生以上） 又は ③家計支持者が住民税非課税又は生活保護を受けていること 又は 社会的養護を必要とする人	①平均以上の成績 又は ②特定の分野において特に優秀な能力を有する 又は ③学修意欲がある
家 計	①住民税非課税世帯 又は ②児童養護施設退所者等	800 万円以下 ※私大・自宅通学・4 人世帯で主たる家計支持者が給与取得者の場合の目安	1,143 万円以下 ※私大・自宅通学・4 人世帯で主たる家計支持者が給与所得者の場合の目安

達成手段
（事業）

名称 （開始年度）	平成 29 年度当初予算額 （平成 28 年度予算額） 【百万円】	AP との関係	平成 29 年度行政事業 レビュー事業番号
育英事業に必要な経費 （昭和 18 年度）	103,324 (99,936)	—	0156
育英事業に必要な経費（育英資金貸付金）（復興関連事業） （平成 24 年度）	1,122 (2,820)	—	0044
独立行政法人日本学生支援機構 運営費交付金に必要な経費 （平成 16 年度）	7,467 (6,940)	—	0157

達成手段
（独立行政法人の事業）

名称 （開始年度）	平成 29 年度当初予算額 （平成 28 年度予算額） 【百万円】	事業の概要

独立行政法人日本学生支援機構 奨学金貸与事業 (無利子) (昭和 18 年度)	96,324 (99,936)	教育施策として、学資を希望する家計の厳しい世帯の学生等(大学、短期大学、高等専門学校、大学院、専修学校専門課程)本人に、無担保、無審査(与信無)、無利子で奨学金を貸与し、かつ長期間にわたって、返還金の回収を行う。
独立行政法人日本学生支援機構 奨学金貸与事業 (復興特別会計) (平成 24 年度)	1,122 (2,820)	教育政策として、学資を希望する家計の厳しい世帯の学生等(大学、短期大学、高等専門学校、大学院、専修学校専門課程)本人に、無担保、無審査(与信無)、低利で奨学金を貸与し、かつ長期間にわたって返還金の回収を行っており、特に本事業では東日本大震災で被災した世帯の学生等が経済的理由により修学を断念することのないよう、無利子奨学金の貸与を実施する。
独立行政法人日本学生支援機構 奨学金支給事業 (平成 29 年度)	7,000 (0)	教育政策として、学資を希望する家計の厳しい世帯の学生等(大学、短期大学、高等専門学校、専修学校専門課程)本人に、返還不要の奨学金を支給する。
達成手段 (法令改正・税制措置)		
名 称 (開始年度)	概 要	担当課 (関係課)
—	—	—
達成手段 (諸会議・研修・ガイドライン等)		
名 称 (開始年度)	概 要	担当課 (関係課)
所得連動返還型奨学金制度 有識者会議 (平成 27 年度)	近年の我が国の学生等の置かれた経済状況及び雇用慣行等の変化を踏まえ、奨学金の返還に係る不安及び負担を軽減し、安心して進学できる仕組みを整備するため、所得連動返還型奨学金制度の導入について検討を行い、平成 28 年 9 月 21 日に審議まとめを公表した。	学生・留学生課
平成 28 年度評価 からの変更点	—	
行政事業レビューとの 連携状況	—	

施策の予算額・執行額 (※政策評価調書に記載する予算額)					
		27年度	28年度	29年度	30年度要求額
予算の状況 【千円】 上段：単独施策に係る 予算 下段：複数施策に係る 予算	当初予算	89,815,614 ほか復興庁一括 計上分 4,524,137	99,936,185 ほか復興庁一括 計上分 2,819,682	103,323,605 ほか復興庁一括 計上分 1,121,681	115,242,661 ほか復興庁一括 計上分 127,691
		<12,868,615> ほか復興庁一括 計上分<0>	<13,245,304> ほか復興庁一括 計上分<0>	<13,773,046> ほか復興庁一括 計上分<0>	<17,742,968> ほか復興庁一括 計上分<0>
	補正予算	△5,695,478 ほか復興庁一括 計上分 0	△1,815,602 ほか復興庁一括 計上分 0	0 ほか復興庁一括 計上分 0	
		<0> ほか復興庁一括 計上分<0>	<0> ほか復興庁一括 計上分<0>	<0> ほか復興庁一括 計上分<0>	
	繰越し等	△1,633,170 ほか復興庁一括 計上分 0	△485,822 ほか復興庁一括 計上分 0		
		<0> ほか復興庁一括 計上分<0>	<0> ほか復興庁一括 計上分<0>		
合計	82,486,966 ほか復興庁一括 計上分 4,524,137	97,634,761 ほか復興庁一括 計上分 2,819,682			
	<12,868,615> ほか復興庁一括 計上分<0>	<13,245,304> ほか復興庁一括 計上分<0>			
執行額 【千円】		82,406,355 ほか復興庁一括 計上分 4,524,137	97,633,274 ほか復興庁一括 計上分 2,819,682		
		<12,868,615> ほか復興庁一括 計上分<0>	<13,245,304> ほか復興庁一括 計上分<0>		

施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		
名称	年月日	関係部分
未来への投資を実現する 経済対策	平成 28 年 8 月 2 日	第 2 章 取り組む施策 1. 一億総活躍社会の実現の加速 (2) 若者への支援拡充、女性活躍の推進 格差については、それが固定化されないことが大切である。このため、教育の役割は重要であり、奨学金制度の拡充を図る。また、一人ひとりの女性が自らの希望に応じて活躍できる社会づくりを加速する。 ①給付型奨学金については、平成 29 年度 (2017 年度) 予算編成過程を通じて制度内容について結論を得、実現する。 ②無利子奨学金については、速やかに残存適格者を解消するとともに、低所得世帯の子供たちに係る成績基準を平成 29 年度 (2017 年度) 進学者から実質的に撤廃し、必要とする全ての子供たちが受給できるようにする。 第 3 章 各項目の主な具体的措置 1. 一億総活躍社会の実現の加速 (2) 若者への支援拡充、女性活躍の推進 ・給付型奨学金の実現 (文部科学省) ・無利子奨学金の拡充 (文部科学省) ・財政投融资貸付金利の下限見直し (有利子奨学金の貸与利率の見直し (日本学生支援機構) 等) (財務省) ・「所得連動返還型奨学金制度」導入に向けたシステム整備 (文部科学省)
ニッポン一億総活躍プラン	平成 28 年 6 月 2 日	3. 「希望出生率 1.8」に向けた取組の方向 (2) すべての子供が希望する教育を受けられる環境の整備 (奨学金制度の拡充) 現在の奨学金制度は、家庭の経済事情、本人の能力などに応じて様々な支援措置が講じられているが、依然として無利子奨学金を受けられない学生がいる、あるいは、社会に出た後の返還負担に不安を覚え奨学金を受けることを躊躇する学生がいることが指摘されている。このため、

		<p>家庭の経済事情に関係なく、希望すれば誰もが大学や専修学校等に進学できるよう、安定財源を確保しつつ、以下のように奨学金制度の拡充を図る。</p> <p>無利子奨学金については、残存適格者を解消するとともに、低所得世帯の子供に係る成績基準を大幅に緩和することにより、必要とするすべての子供たちが受給できるようにする。</p> <p>有利子奨学金については、固定金利方式・金利見直し方式ともに現在の低金利の恩恵がしっかりと行き渡るようにする。特に、金利見直し方式を選択した場合、現在の金利水準に照らせばほぼ無利子となるような仕組みを検討する。</p> <p>給付型奨学金については、世代内の公平性や財源などの課題を踏まえ創設に向けて検討を進め、本当に厳しい状況にある子供たちへの給付型支援の拡充を図る。</p> <p>奨学金の返還については、卒業後の年収が 300 万円以下の場合には 10 年間の返還猶予が適用され、更に、申込時の家計支持者の世帯年収が 300 万円以下で卒業後の本人の年収が 300 万円以下の場合には無期限返還猶予が適用される。こうした制度の周知徹底を図るとともに、社会に出た後の所得に応じて返還額を変化させる新たな所得連動返還型奨学金制度を平成 29 年度（2017 年度）の進学者から速やかに導入することで、大幅な負担軽減を図る。</p>
経済財政運営と改革の基本方針 2016	平成 28 年 6 月 2 日	<p>第 2 章 成長と分配の好循環の実現</p> <p>2. 成長戦略の加速等</p> <p>(1) 生産性革命に向けた取組の加速</p> <p>② 教育の再生</p> <p>(略) 幼児教育の無償化に向けた取組を財源を確保しながら段階的に進めるとともに、無利子奨学金の充実や新たな所得連動返還型奨学金制度の導入を進める。また、給付型奨学金について、世代内の公平性や財源などの課題を踏まえ創設に向けて検討を進め、本当に厳しい状況にある子供たちへの給付型支援の拡充を図る。さらに、授業料等負担の軽減に取り組む。</p>
経済財政運営と改革の基本方針 2015	平成 27 年 6 月 30 日	<p>第 2 章 経済再生の進展と中長期の発展に向けた重点課題</p> <p>2. 女性の活躍、教育再生をはじめとする多様な人材力の発揮</p> <p>[3] 教育再生と文化芸術・スポーツの振興（教育再生）</p> <p>(略) 家庭の教育費負担軽減の観点から、「少子化社会対策大綱」等も踏まえ、幼児教育の無償化に向けた取組を財源を確保しながら段階的に進めるとともに、無利子奨学金の充実や授業料等負担の軽減に取り組む。</p>
少子化社会対策大綱	平成 27 年 3 月 20 日	<p>2. 決め細かな少子化対策の推進</p> <p>(1) 結婚、妊娠・出産、子育ての各段階に応じ、一人ひとりを支援する。</p> <p>③ 子育て（関連：重点課題（1）（2）（3））</p> <p>(子育ての経済的負担の緩和・教育費負担の軽減)</p> <p>○ 高等教育段階における教育費負担軽減策の充実等</p> <p>・ 意欲と能力のある学生等が、経済的理由により進学等を断念することがないように安心して学ぶことができる環境を整備するため、授業料減免や大学等奨学金事業等の経済的支援策を充実する。</p>
子供の貧困対策に関する大綱	平成 26 年 8 月 29 日	<p>第 3 子供の子の貧困に関する指標</p> <p>○ 日本大学生支援機構の奨学金の貸与基準を満たす希望者のうち、奨学金の貸与を認められた者の割合（無利子・有利子）</p> <p>・ 無利子 予約採用段階：40.0% 在学採用段階：100.0%</p> <p>・ 有利子 予約採用段階：100.0% 在学採用段階：100.0%</p> <p>第 4 指標の改善に向けた当面の重点施策</p> <p>(略) 意欲と能力のある学生等が経済状況にかかわらず修学の機会を得られるよう、無利子奨学金制度の充実を図る。</p> <p>また、奨学金の返還月額が卒業後の所得に連動する、より柔軟な「所得連動返還型奨学金制度」の導入に関する検討を進める。</p>
経済財政運営と改革の基本方針 2014	平成 26 年 6 月 24 日	<p>第 2 章 経済再生の進展と中長期の発展に向けた重点課題</p> <p>1. 女性の活躍、教育再生を始めとする人材力の充実・発揮</p> <p>(2) 教育再生の実行とスポーツ・文化芸術の振興（教育再生）</p> <p>(略) また、<u>奨学金</u>、<u>授業料減免</u>等の就学支援を推進する。</p>
第二期教育振興基本計画	平成 25 年 6 月 14 日	<p>第 2 部 今後 5 年間に実施すべき教育上の方策</p> <p>1. 社会を生き抜く力の養成</p> <p>(4) 生涯の各段階を通じて推進する取組</p>

		<p>成果目標 4 (社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成等) < 5 年間における具体的方策 > 基本施策 1 3 キャリア教育の充実、職業教育の充実、社会への接続支援、産学官連携による中核的専門人材、高度職業人の育成の充実・強化</p> <p>【主な取組】 1 3-5 社会人の学び直しの機会の充実 ・ 経済的制約が課題となっている状況を踏まえ、企業等の理解の促進や奨学金制度の弾力的運用を含め、環境整備を行う。さらに、時間的・空間的制約がなく学ぶことが可能な放送大学をはじめとした通信教育を行う大学における科目の充実等を一層進める。</p> <p>2. 未来への飛躍を実現する人材の養成 成果目標 5 (社会全体の変化や新たな価値を主導・創造する人材等の養成) < 5 年間における具体的方策 > 基本施策 1 6 外国語教育、双方向の留学生交流・国際交流、大学等の国際化など、グローバル人材育成に向けた取組の強化</p> <p>【主な取組】 1 6-2 高校生・大学生等の留学生交流・国際交流の推進 ・ 日本人の海外留学者数の大幅な増加(2020年を目途に日本の海外留学生数を倍増(大学生:6万人から12万人,高校:3万人から6万人))を目指し,高校,大学等における留学機会を,将来グローバルに活躍する意欲と能力のある若者全員に与えるため,留学生の経済的負担を軽減するための寄附促進,給付を含む官民が協力した新たな仕組みを創設する。また,地域や高校,大学等における留学情報の収集・提供等の強化を実施するとともに,関係府省と連携し,就職・採用活動開始時期を変更し,留学しやすい環境を整備する。 さらに,様々な交流機会の提供(外国人留学生と日本人学生・若手社会人との知的交流の促進等)や,子供たちに国際的な視野を持たせ,留学への機運を醸成する取組の充実等を図る。</p> <p>3. 学びのセーフティネットの構築 成果目標 6 (意欲ある全ての者への学習機会の確保) < 5 年間における具体的方策 > 基本施策 1 7 教育費負担の軽減に向けた経済的支援</p> <p>【主な取組】 1 7-4 大学・専門学校等に係る教育費負担軽減 ・ 意欲と能力のある学生等が経済的理由により修学を断念することなく安心して学べるよう、授業料減免や学生等に対する奨学金などにより、大学・短期大学生、高等専門学校生、専門学校生等に対する修学支援を推進する。学生等に対する奨学金については、平成24年度から導入した「所得連動返済型の無利子奨学金制度」を着実に実施するとともに、無利子奨学金について、本人の所得の捕捉が可能となる環境の整備を前提に、現行の一定額を返還する制度から、卒業後の所得水準に応じて毎年の返還額を決める制度への移行や延滞金の賦課率の見直し等、学生等の経済的支援の在り方について検討する等、奨学金制度の充実を図ることにより、安心して教育を受けられる環境を整備する。</p> <p>1 7-5 東日本大震災により被災した子供・若者への就学支援 ・ 経済的に就園・就学が困難な幼児への就園支援、小・中学生に対する学用品費等の援助、高校生・大学生等に対する奨学金支給、特別支援学校等に在籍する児童生徒等への就学奨励、大学・短期大学生、高等専門学校生及び専修学校生・各種学校生の授業料減免などを実施するための経費を、被災地の実情・ニーズを踏まえ、支援する。また、スクールバスの購入費や、経済的に困難な児童生徒に対する通学費などの支援を行う。</p>
--	--	--

<p>日本再興戦略「JAPAN is BACK」</p>	<p>平成 25 年 6 月 14 日</p>	<p>一．日本産業再興プラン 2．雇用制度改革・人材力の強化 ⑤若年・高齢者等の活躍推進 ○若者の活躍推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ インターンシップに参加する学生の数の目標設定を行った上で、地域の大学等と産業界との調整を行う仕組みを構築し、インターンシップ、地元企業の研究、マッチングの機会の拡充をはじめ、キャリア教育から就職まで一貫して支援する体制を強化する。(略) さらに、若者等が経済状況にかかわらず大学等で学ぶことができるよう、奨学金制度を充実する。 ・ 大学、大学院、専門学校等が産業界と協働して、高度な人材や中核的な人材の育成等を行うオーダーメイド型の職業教育プログラムを新たに開発・実施するとともに、プログラム履修者への支援を行うなど、社会人の学び直しを推進する。(略) また、若者等の学び直しの支援のための奨学金制度の弾力的運用や雇用保険制度の見直し等を行う。 <p>⑦グローバル化等に対応する人材力の強化</p> <p>世界に勝てる真のグローバル人材を育てるため、「教育再生実行会議」の提言を踏まえつつ、国際的な英語試験の活用、意欲と能力のある若者全員への留学機会の付与及びグローバル化に対応した教育をけん引する学校群の形成を図ることにより、2020年までに日本人留学生を6万人(2010年)から12万人へ倍増させる。優秀な外国人留学生についても、2012年の14万人から2020年までに30万人に倍増させること(「留学生30万人計画」の実現)を目指す。</p> <p>また、産業構造の変化に対応した学び直し等の機会を拡大する。</p> <p>○意欲と能力のある若者全員への留学機会の付与</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高校・大学等における留学機会を、将来グローバルに活躍する意欲と能力のある若者全員に与えるため、留学生の経済的負担を軽減するための寄附促進、給付を含む官民が協力した新たな仕組みを創設する。また、支援策と併せて、姉妹校締結や海外の大学と単位互換の取組等、大学の教育環境整備を進めるなど、必要な措置をパッケージとして講ずるための具体策を本年8月末までに検討を進め結論を得た上で、概算要求等に反映させる。
------------------------------	-------------------------	--

<p>主管課(課長名)</p>	<p>高等教育局 学生・留学生課(井上 諭一)</p>
<p>関係課(課長名)</p>	<p>初等中等教育局 財務課 高校修学支援室(塩田 剛志)</p>

<p>評価実施予定時期</p>	<p>平成30年度</p>
-----------------	---------------